

平成 16 年度第 3 回理事会議事録

日 時：平成 16 年 12 月 11 日（土）10:00～16:00

会 場：全共連ビル別館 コンベンションホール

出席者：

会 長：藤井 信吾

副会長：田中 憲一、丸尾 猛

理 事：麻生 武志、石塚 文平、石丸 忠之、伊藤 昌春、稲葉 憲之、植木 實、
大濱 紘三、岡村 州博、落合 和徳、嘉村 敏治、木下 勝之、工藤 隆一、
佐藤 章、鈴森 薫、武谷 雄二、野口 昌良、星 和彦、本庄 英雄、
村田 雄二、和氣 徳夫

監 事：荒木 勤、中野 仁雄、藤本征一郎、

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、
澤 倫太郎、清水 幸子、杉浦 真弓、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、
平田 修司、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

専門委員会委員長：金澤 浩二、深谷 孝夫、吉川 裕之、池田 智明（池ノ上 克代理出席）

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、小山 圭子

配付資料：

定款

1：平成16年度第2回理事会議事録（案）

2：平成16年度第1回臨時理事会議事録（案）

3：業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務1-1：大谷医師等訴訟第1回～第3回口頭弁論報告及び関連記事

庶務1-2：大谷医師の着床前診断実施関連報道記事及び本会のコメント

庶務1-3：医会が大谷医師に退会勧告との記事

庶務2：根津医師が「扶助生殖医療を推進する会」を設立するとの記事

庶務3-1：各地方部会代議員選出方法

庶務3-2：代議員選出方法についての地方部会宛依頼状

庶務3-3：代議員の改選について

庶務4：東亜薬品工業㈱「マグネゾールを含めた適用外使用医薬品の調査費用協賛の件」

庶務5：周産期委員会「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」の承認について

庶務6：大阪大学大学院「本学会子宮頸がん登録研究班と厚生労働省科学研究費補助金研究班との共同研究」についての依頼

庶務7-1：文科省「公益法人改革の現状における情報提供について（通知）」

庶務7-2：非営利法人制度に関する記事

庶務8：「低用量経口避妊薬の医師向け情報提供資料」改訂について

庶務9：厚労省「妊娠4ヶ月（12週）未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について」

庶務10：特許庁「学術団体指定の承認について」
庶務11：平成16年度学会・医会ワーキンググループ報告
庶務12：厚労省通知「産婦に対する看護師業務について」に対する医会の対応
庶務12-2：大阪枚方産婦人科医会「要望書」
庶務13：共同声明「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」
庶務14：日本学術会議「日本学術会議会員候補者に関する情報提供について(依頼)」
庶務15：肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症(静脈血栓塞栓症)予防ガイドライン作成委員会「低分子量ヘパリン及び類似薬剤に関する要望書提出のご報告」
庶務16：日本腎臓学会からの依頼状
庶務17-1：日本内視鏡外科学会「診療ガイドライン作成の協力委員・評価委員推挙」依頼状
庶務17-2：日本内視鏡外科学会「第三者評価委員会委員推挙」依頼状
会計1-1：文科省の現地検査における改善指摘事項への対応について
会計1-2：学会事務センター破産に関わる報道記事
会計2：各部署・委員会への平成16年度経費支出見込及び平成17年度事業計画書提出依頼について
会計3：本会経理規定新旧対照表
会計4：ペイオフ全面凍結解除について
学術1：第9回日韓ジョイントカンファレンス座長、演者について
学術2：日本婦人科腫瘍学会「卵巣がん治療ガイドライン案」検討結果のご報告
学術3：日本婦人科腫瘍学会「コルポスコピー所見改訂案」についての本会からの回答について
学術4：子宮体がん検診の実施等に係るガイドラインの作成作業委員の推薦について
学術5：陣痛促進剤の使用に関するガイドライン作成のご検討のお願い
学術6：「助産所ガイドライン」のご検討のお願い
編集1：「産婦人科研修の必修知識2004」の増刷見積もり
編集2：平成16年度の機関誌発行状況
編集3：第57回学術講演会シンポジウムに関するレビュー(案)
渉外1：59th Meeting of the FIGO Executive Board 議事報告
渉外2-1：2005 ACOG the Scientific Program
渉外2-2：ACOG 2005 2nd Announcement & Call for Abstracts
渉外3：ACOG Electric Membership についてDr.Haleからのe-mail
渉外4：2004.11.5付ACOG Dickerson会長から田中副会長宛の招聘状
渉外5：Asia Pacific Congress on Egg Donation & Third Party Reproduction
渉外6-1：平成15年度第3回理事会議事録P12コピー
渉外6-2：Blackwell Publishing Asia Pty Ltd との契約書
渉外6-3：Blackwell Publishing Asia Pty Ltd との一部変更契約書
渉外7：JSOG/SOGC Partnership Agreement
社保1：パクリタキセルの新効能(子宮体癌)追加の早期承認に関する要望書
社保2-1：ポジティブリスト
社保2-2：外保連「混合診療についての考え方(案)」
社保2-3：平成16年11月22日付内保連からのポジティブリスト見直しに関わる書状
社保3：外保連「手術アウトカムと症例数に関する調査依頼」

社保4：医会「風疹罹患（疑いを含む）妊娠女性における風疹抗体価測定について（要望）」
専門医制度1：日本専門医認定機構第3回理事会の承認事項
専門医制度2：平成16年度専門医申請審査結果
専門医制度3：平成16年度日本産科婦人科学会専門医認定審査合格者
専門医制度4：平成16年度専門医更新審査結果
専門医制度5：平成16年度専門医再認定審査結果
専門医制度6：平成16年卒後研修指導施設指定申請審査結果
専門医制度7：平成16年度卒後研修指導施設指定更新審査結果
専門医制度8：日本専門医認定機構「専門医研修（修練）施設一覧ご提出のお願い」
倫理1：2施設から申請の着床前診断に対する審議結果通知
倫理2：2005年度生殖にかかわる遺伝カウンセリング講習
倫理3：灘区医師会「大谷会員の着床前診断問題に対する灘区医師会の見解」
倫理4：日本癌治療学会「悪性腫瘍治療前患者の配偶子凍結保存に関する倫理委員会提言（案）」
倫理5：医会「原田慶堂医師に係る調査結果の報告について」
倫理6：総合科学技術会議「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」
倫理7：セントマザー産婦人科医院と神戸大学（農学部附属農場）との着床前診断共同研究実験
 についての調査委員会議事録　まとめ
倫理7-2：セントマザー産婦人科医院と神戸大学（農学部附属農場）との着床前診断共同研究実
 験についての倫理委員会答申
倫理8-1：2004年7月22日付読売新聞社からの取材依頼
倫理8-2：同上に対する回答(案)
倫理9：習慣流産に関する検討
学会のあり方1：年代別・男女別会員数
広報1：第57回日本産科婦人科学会市民公開講座実施概要書
生殖評価機構1：生殖医療評価準備検討委員会での検討事項と提言について
運営企画1：定款施行細則新旧対照表
運営企画2：新理事長選出手続に関わる複数案
運営企画3：庶務関連規定新旧対照表
運営企画4-1：教育委員会の設置等に関わる機構改革について
運営企画4-2：教育委員会設置後の新旧組織図（案）
運営企画5：専門委員会運営内規（改定案）
運営企画6-1：女性の健康週間について
運営企画6-2：女性の健康週間についての医会への協力依頼と医会からの書信
運営企画7：本会の懲戒規定について
運営企画8：最高裁医事関係訴訟委員会への鑑定人推薦実績
運営企画9：第1回会員カード導入検討委員会議事録
運営企画10：平成16年度登録業務の一元化の進行状況について報告
運営企画11：事務局機能強化推進委員会報告について
専門委員会1：公募研究課題（5題の公募）
専門委員会1-2：公募研究課題に対する周産期委員会意見
その他1：平成17年度日本産科婦人科学会予定表(案)

午前 10 時 00 分、理事総数 23 名中 22 名が出席、定足数に達したので、藤井会長が開会を宣言した。

- ・平成16年度第2回理事会議事録（案）の確認
原案の通り承認された。

- ・業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔 ．本会関係 〕

(1) 会員の動向

てらむらさだお
寺村定雄功労会員（大阪）が8月2日に逝去されたので、会長名の弔電を手配した。
おがたまさみ
また、緒方正美功労会員（大阪）が8月13日に逝去された（御花料等は辞退）

(2) 大谷医師等の訴訟に関わる口頭弁論と同医師が15組の着床前診断を実施したとの報道について

第1回口頭弁論（7月29日）以来計3回の口頭弁論が行われ、本会から平岩弁護士（代理人）、落合理事が被告側として出席した。なお、準備書面提出に当たっては4回の大谷訴訟ワーキンググループを開催した。[資料：庶務1-1]

次回第4回口頭弁論は12月16日に行われる。

なお、11月5日に「大谷医師が15組の着床前診断を実施した」との報道があった。同報道に関し本会のコメントを発表したが、マスコミ各社より本件に関し踏み込んだコメントの発表が求められている。[資料：庶務1-2]

なお、医会は大谷医師の今回の多数の着床前診断実施に関し、同医師に退会勧告を行った。

[資料：庶務1-3]

本件に関し以下の質疑があった。

藤井会長「大谷問題の大谷医師本人は除名することはできても、実際は施設長や施設の他の医師の責任は全く問われていない、これについては倫理委員会で検討してあるのか」

田中副会長「本年5月に大谷典子医師にどのようにかかわったか問い合わせを行ったが、大谷徹郎医師の代理人である弁護士より返答しないと回答があった。施設認定に関してはいろいろ意見があり、取り消すべきという意見もあった。平岩弁護士よりもそれは可能との意見であった。今後倫理委員会で検討したい」

佐藤理事「本日の記者会見でこの件に関してだれがどのように答えるのか」

藤井会長「本件は習慣流産に関してであるので、この件に関して本会として回答したい。申請のあった件に関して検討している臨床試験の段階であるので、商業ベースを行うことに関しては問題があるのではと返答したい」

武谷理事「大谷医師の行った行為は新聞を通じて知り得ているので、報道の信憑性に関してどのように判断するか。この点について検討する必要があるのではないか」

藤井会長「それは事実であるという仮定で話をするしかない。いつまでも対応しないというわけにはいかない。平岩弁護士とも相談して対応する」

落合理事「昨日の運営企画委員会にて星合委員により、大阪府に大谷医院より「不妊治療費補助」施設認定の申請があるが、日本産科婦人科学会が認めている施設なので認めざるを得な

いということであった」

以上の質疑を踏まえ藤井会長より「倫理委員会で事実関係を確認しよう」と兵庫県支部で大谷典子医師に問い合わせをしたが、弁護士を通じて出席拒否をしてきた。15組の着床前診断実施との報道がある中で、やはり大谷典子及び大谷恭一郎両医師の関与につきお聞きした上で、施設認定の是非につき検討を行うこととしたい」との発言があり、了承した。

(3) 根津八紘会員が「代理出産等推進の患者の会」を設立との報道について

根津八紘会員が扶助生殖医療（非配偶者間体外受精・代理出産）を推進する会を患者に呼びかけ設立する、との報道があった。また、代理出産等を禁じている本会の会告を無効として本会を提訴する意向、とも報道された。[資料：庶務2]

本件に関し以下の質疑があった。

藤井会長「現在はまだ報道の段階なので静観をしたい。もし実際にこのようなことを行っているという事実が出てきた場合は、和解条項に違反しているので、その場合除名は適当であるという平岩弁護士の意見である」

松岡副議長「総会運営にもかかわるので確認をしたいが、根津医師に関して和解条項に明確に反する事実が確認された場合、除名を行うについてまた改めて総会での承認が必要であるか」

藤井会長「和解条項違反であるので総会での承認は必要ないと思うが、平岩弁護士が後ほどみえた時に確認したい」

については、平岩弁護士に確認することとした。

(4) 各地方部会の代議員選任に関する規定について

各地方部会より各地方部会会則及び代議員選任に関する規定を徴求した。[資料：庶務3-1]

代議員選任規定の民主的プロセスに不十分な点があると思われる7地方部会に、同プロセスの明文化を求める書面を送付した。[資料：庶務3-2]

なお、併せて代議員改選期に当たり、1月末日までに代議員を選任するようにとの依頼の書面を発送した。[資料：庶務3-3]

松岡副議長より「各地方部会の代議員の選任規定に問題ありとして、7地方部会に文書を送付して6地方部会からまだ返事が来ていないということである。前回の総会において柳田代議員から、地方部会によっては代議員の選任に問題があるので、総会の成立に疑いがあるという発言があった。これに関して担当庶務理事が、地方部会の選任に問題はないという答弁を行った。ということは次回の総会において、いくつかの地方部会において代議員選任規定に問題がある、したがってこのような代議員が出てきている総会は無効であるという主張をする可能性がある。これについて、対応を考えた方がよい」との指摘があった。

藤井会長より「次回は新しい代議員での代議員会なので、今度の地方部会での代議員選任がきちんとしたものであれば問題ない。6地方部会に対して回答を催促したい」との発言があり、これを了承した。

(5) 周産期委員会

東亜薬品工業(株)より「マグネゾールを含めた適応外使用医薬品の調査費用協賛の件」の書面を受領した（10月7日）。[資料：庶務4]

厚生労働省から本会宛に正式にマグネゾールの市販後調査の協力依頼を受けた上で、周産期委員会の事業として遂行していくことを確認した。

日本超音波医学会作成「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」を本会として承認するよう依頼があったことについて

周産期委員会で検討の結果、日本超音波医学会が作成した「超音波胎児計測の標準化と日本人の基準値」については、本会会員にも益するところが多く、本会として承認して欲しいとの周産期委員会委員長からの書面を受領した（8月5日）。[資料：庶務5]

本件については、学会誌に内容を掲載し、1月末日までに会員の意見を聞くこととした。

(6) 運営企画委員会内学会カード導入検討委員会(佐藤 章委員長)の開催について
11月16日に委員会を開催した。

(7) 国立大学大学院医用物理工学講座の教官から「本学会子宮頸がん登録研究と厚生労働省科学研究費補助金研究班との共同研究の可能性」についての照会があったことについて

本件に関しては、第5回常務理事会の審議を踏まえ、学術企画委員会より婦人科腫瘍委員会に検討を依頼した。[資料：庶務6]

和氣理事より「現在婦人科腫瘍委員会で、この登録研究について検討しており、今後常務理事会、理事会に答申される予定である」と報告があり、了承した。

(8) 法学者の本会への入会希望について

法学者より本会への入会希望があった（11月2日）。第5回常務理事会において地方部会長の判断の上で入会につき検討することとなったが、その後会員資格は定款上「この法人の目的に賛同する医師又はその他の自然科学者」とあり、法学者は社会学者であるので入会できないのではとの指摘があった。

本件、文部科学省に照会のところ「法学者、弁護士等は自然科学者とは認め難く、貴会定款上入会は難しい」との回答があった。

については本件入会は認めないこととした。

[. 官庁関係]

(1) 文部科学省

公益法人改革の現状における情報提供について（通知）

同省研究振興局学術研究助成課長より「公益法人改革の現状における情報提供について（通知）」を受領した（9月9日）。[資料：庶務7-1]

なお、「公益法人制度改革に関する有識者会議」は報告書を11月19日に公表し、現行の公益法人制度に代わる新たな提言を行った。[資料：庶務7-2]

(2) 厚生労働省

「経口妊娠中絶薬による健康被害事例の収集に関する協力のお願について」

本件については、10月22日の第4回常務理事会で報告、協議したところであるが、同省医薬食品局監視指導・麻薬対策課から、10月25日付にて正式に本会への協力依頼があった。

10月26日付で本会ホームページに掲載し、会員への周知を図った。機関誌掲載は12月号である。

「新潟県中越地震被災地における妊産婦、乳幼児等への対応について」

同省母子健康課から本会及び医会宛に、被災地への会員の派遣や協力等の依頼の書面を受領

した(11月2日)。

本件依頼につき同課に問い合わせたところ、本会に医療団の派遣を要請するものでなく、新潟県福祉保険対策課から本会宛要請があった場合に対応をお願いしたい、との趣旨であるとの回答があった。

なお、本会新潟地方部会に問い合わせたところ、新潟大学はじめ新潟県内の大手医療機関が全科的な医療団を組んで被災地での対応に当たっているとのことであり、現状特に現地において産婦人科医師が不足という状況にはないとの回答があった。

については本件につき当面静観することとした。

「低用量経口避妊薬(OC)の医師向け情報提供資料」の改訂について

本件改訂につき同省医薬局安全対策課から協力依頼があり、8月26日第1回検討会に本会より、深谷孝夫生殖・内分泌委員会委員長、岩下光利生殖・内分泌委員会委員(他に石原 理生殖内分泌委員会委員がメンバーだが当日欠席)が出席した。

当日の検討を踏まえ、改訂試案は日本家族計画協会の北村邦夫常務理事が作成することになった。しかし、最終的な改訂ガイドラインの作成には本会が主体となって関連学会との検討を行うプロセスが必要とのことである。

本件経緯につき**深谷生殖・内分泌委員会委員長**より「第1回検討会の最大の目的は、OCについての薬剤添付書は数回の改訂を経ているが、1999年に作成されたOCガイドラインは改定が行われず、双方の整合性がとれなくなったのでガイドラインを改訂したいというのが趣旨のようである。第1回検討会では今回の改訂に際し、薬剤添付文書との整合性をとるのか、あるいは今まで蓄積されたEBMをもとに新たなガイドラインを作成するのが議論になった。その結果、新たなOCガイドライン並びに医師向け情報提供書を作成するのが最もよいとの意見に統一された。またそのことに関して厚生労働省としての見解を出してもらいたいということになった。さらに仮に新たな改訂の方向性となれば、OC承認時の経緯を一番よく知る日本家族計画協会の北村常務理事がガイドラインのたたき台を作成することになった。そのうえで日本産科婦人科学会が主体となって関連学会とガイドライン改定に向けての検討を行う方向性が承認された。また厚生労働省の見解に関して後日連絡があり、使用者(医師)にとって利用価値が高い説明書への改定をお願いしたいというものであった。さらに厚生労働省に、日産婦事務局からの問い合わせにおいても、前回のガイドライン制定時と同様、日本産科婦人科学会が主体となり、関連学会との協議を行ったうえで改訂についての結論を出してほしいという趣旨であった。生殖・内分泌委員会としてはせっかくの機会なので改訂に取り組んではいかがかと、学術企画委員長に答申した」との報告があった。

和氣理事「学術企画委員会で検討した結果、ガイドライン改訂に向け本会として検討することとなった」との報告があり、了承した。[資料：庶務8]

同省母子保健課長から自治体に通知された「妊娠4ヶ月(12周)未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について」を本会会員にも周知するよう依頼があった。[資料：庶務9]

本会ホームページ及び機関誌に通知内容を掲載した。

同省医薬食品局安全対策課長より「妊婦の服薬情報等の収集に関する検討会」を設置するにつき、本会から委員1名の推薦依頼の書面を受領した(9月13日)。

本会より佐藤 章理事を推薦した。

(3) 特許庁

本会の学術講演会で会員が文書をもって発表した発明又は考案したものにつき、会員の知的財産保護の観点から、平成16年7月22日付で本会より特許庁に学術団体の指定についての手続きを行っていたが、8月9日に本会への学術団体指定の認可を得た。[資料：庶務10]

この旨、本会ホームページ及び機関誌56巻9号でお知らせした。

(4) 最高裁判所医事関係訴訟委員会

最高裁判所医事関係訴訟委員会より平成16年7月8日付で5件の訴訟事案について鑑定人候補者の推薦依頼があり、平成16年9月1日までに全事案の鑑定人候補者を推薦した。本件後実績で16件の事案について鑑定人候補者を推薦したこととなる。

なお、同委員会より新たに2件の鑑定人候補者推薦依頼の文書を受領した(11月26日)。

[資料は運営企画8]

平岩弁護士がみえたので、大谷問題と根津医師に関する見解を聞いた。

平岩弁護士より「大谷裁判について現在までに3回の口頭弁論が行われ、12月に4回目の弁論が行われる。昨日大谷医師については除名されたとしても同医師において何ら法的な不利益はないということを書面で提出した。次回には差し止めの利益について学会側が反論を用意する予定である。訴えを起こした後で15例の着床前診断が行われたということを経験者が問題にしている。果たしてそのことと差し止めの利益について、どういう関連があるのかということ原告側として釈明して、文章にして提出するようにと裁判所側は言っている。

根津会員については、代理出産等推進の患者の会を設立したという新聞報道があるが、新聞報道なのでそこに描かれていることがすべて事実という認定にはならない。事実の確認が必要になる。事実が確認された場合会告に反する行為があった場合、除名に該当するということになると思われる」との発言があった。

藤井会長「大谷医師の問題は、とりわけ習慣流産に対して着床前診断を行ったことに関して、問題であるというコメントを行いたいが、いかがであろうか」

平岩弁護士「学会としては当然の対応で何ら問題がないと思われる」

藤井会長「もしも根津会員が会告に違反しているとした場合、代議員会で除名にするのか、自動的に除名になるのか」

平岩弁護士「除名にする手続きについて総会で除名するということが定款上決まっているので、定款通りに総会での審議をやらざるを得ない」

藤井会長「先ほどの私の見解は間違っていたので訂正してほしい」

(. 関連団体)

(1) 日本産婦人科医会

学会・医会ワーキンググループについて

10月4日に第4回(通算21回)、11月22日に第5回(通算22回)学会・医会ワーキンググループを開催した。[資料：庶務11]

厚生労働省医政局看護課長通知「産婦に対する看護師業務について」に対する医会の対応について

「医師、助産師以外の看護師、准看護師は医師の指示下であっても内診行為が出来ない」ことを意味する通知であり、医会は当該通知の撤回を求める要望書を厚生労働省に提出した。

[資料：庶務12]

(2) 日本内科学会等

共同声明『診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～』
基本領域学会による連絡会議が9月30日に開催され、同日19学会による共同声明が発表された。同連絡会議には本会を代表し、麻生理事が出席した。[資料：庶務13]

(3) 日本学術会議

日本学術会議より本会宛に日本学術会議会員候補者に関する情報提供依頼の書面を受領した(10月28日)。[資料：庶務14]

書面では41名以内の情報提供の依頼であるが、同学術会議に問い合わせたところ、産婦人科領域に限って、例えば10名(うち女性3名以上、地方在住者6名以上の条件)の情報提供でも構わないとのことである。

については、理事全員からの候補者推薦を受け、取りまとめた上で12月24日までに情報提供を行うこととした。

(4) 肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症(静脈血栓塞栓症)予防ガイドライン作成委員会

同委員会から「低分子量ヘパリン及び類似薬剤に関する要望書提出のご報告」を受領した(9月24日)。[資料：庶務15]

(5) 日本腎臓学会

日本腎臓学会より本会宛に「腎疾患患者の妊娠に関するガイドライン」原案に対し意見を述べる医師数名の紹介方依頼の書面を受領した(12月6日)。学術企画委員会で対応する人選を行うことを承認した。[資料：庶務16]

(6) 日本内視鏡外科学会

日本内視鏡外科学会より本会宛に「内視鏡外科手術に関する診療ガイドライン」の作成にあたり、関連領域ごとの分科会に協力する協力委員若干名と、ガイドラインの評価を行う評価委員1名の推挙方依頼の書面を受領し(12月6日)、学術企画委員会で人選を行うことを承認した。

[資料：庶務17-1]

日本内視鏡外科学会より医療安全評価に関するシステムの構築を意図した「第三者評価委員会」を立ち上げるにあたり、本会会員の武内裕之先生(順天堂大学医学部産婦人科)に第三者評価委員会委員として協力依頼の書面を受領し(12月3日)、これが承認された。[資料：庶務17-2]

[. その他]

とくになし

2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 文部科学省の实地検査における指摘事項への対応について[資料：会計 1-1、1 2]

岡村理事より「昨年7月11日の实地検査における会計に関わる指摘事項『内部留保の水準が30%を超えており、改善を要する』との指摘につき本会が理事会、総会等で行った諸対応につ

き同省に報告した。また、平成15年度収支計算書に基づく内部留保率が前年度より更に上昇し、40%を超えることについて、文部科学省を訪問し（7月26日）説明、報告した。

なお、最近学会事務センターの破産の事態を受け、行政による公益法人への指導強化は必至となっている」との報告があり、了承した。

（2）各部署・委員会への平成16年度経費支出見込及び平成17年度事業計画書(平成17年度予算申請額を含む)の提出依頼について

昨年同様、本年度予算の執行状況の把握と次年度予算の策定を図るため、各部署・委員会に提出依頼をした。[資料：会計 2]

（3）理事長制導入等に関わる経理規定の改訂について、これを承認した。[資料：会計3]

（4）平成17年4月からのペイオフ全面解禁に向けての対応について、会計担当理事会において資産等の状況、また資産を預けている銀行の内容を調査し、次回理事会に対応策などを報告することを承認した。[資料：会計4]

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1)第57回学術講演会一般演題審査・高得点演題選定・優秀演題賞選定に関する審査について

10月28日に担当校である京都大学担当者とともに一般演題の群別、細分、査読者割り当てなどをチェックした。

11月2日より12日まで応募演題1231題についてオンライン査読を行った。

査読者よりの演題採点表をチェックし、担当校と共に得点24点以上の129題（10.8%）より口演を希望しないものを除いた117題（9.5%；婦人科腫瘍学38題、生殖医学30題、周産期医学43題、女性医学6題）を高得点演題候補演題として選定した。

高得点演題候補演題について、優秀演題賞候補選考委員会委員により査読が行われ、優秀演題賞候補演題を選定した。

国外ISについては、11月18日現在の応募演題84題についてIS委員会委員による査読を行った。

(2) 第58回学術講演会特別講演、シンポジウム担当希望者公募、第59回学術講演会シンポジウム課題公募について機関誌56巻8号に公募の会告を掲載したところ、以下の結果であった。なお、特別講演演者推薦については、理事、地方部会長、教授宛に別途推薦の依頼を行った。

第58回学術講演会特別講演演者：2名の推薦があり、今後選定に入りたい。

第58回学術講演会シンポジウム演者：課題1「妊娠と栄養・代謝 妊娠中の適切な栄養・管理をめざして」5名、課題2「PCOSの病態生理と臨床」5名、課題3「子宮頸部初期病変の管理と治療 標準化をめざして」6名、課題4「安全性の向上をめざした婦人科良性疾患に対する内視鏡下手術の工夫」14名の応募があった。

和氣理事より「現在この応募数では、質の高いシンポジウムを開催するにつき危惧があるた

め、学術企画委員会としては12月13日付でホームページ、日本産科婦人科学会のメーリングリストを利用して公募期間を1月11日まで延長することにしたい」との答申があり、これを承認した。

第59回学術講演会シンポジウム課題応募：応募なし。

(3) 平成16年度学術奨励賞の推薦および応募について具体的な推薦、応募方法に関する会告は機関誌56巻10号に掲載した。なお、理事、代議員、地方部会長、教授宛に別途推薦の依頼を行った。

(4) 7月26日、日韓ジョイントカンファレンス日産婦側コーディネーター中野仁雄教授へ座長、演者を推薦した。[資料：学術 1]

(5) 学術集会長選任規定に関する学術の答申について12月10日学術企画委員会での審議を踏まえ答申する予定である。

(6) 会議開催

第2回学術企画委員会を12月10日に開催した。

第1回学術講演会評価委員会（金山尚裕委員長）を7月7日に、第2回を9月7日に開催し、高得点演題のquality controlの具体化、プログラム委員会と評価委員会の役割分担、学術講演会の事前・事後評価項目、一般演題採用方法、今後のISの取り扱い、第58回学術講演会準備状況の事前評価、など多岐にわたって検討を行った。

学会賞のあり方検討委員会を開催した。

稲葉委員長より「学術企画委員会での合意事項について報告したい。特別講演と学会特別賞について全く切り離して考えたい。学会賞は優秀演題賞、学術奨励賞、学会特別賞の3本建てにした。また学会特別賞については今後さらに検討したい」との報告があり、了承した。

特別講演演者選考のあり方検討委員会を10月27日に開催した。

木下委員長より「従来の特別講演演者の位置づけとは異なり、臨床基礎教育領域において今後の産婦人科の学問発展に極めて重要な内容を含んだものにしたい。選考の方法は学術集会長の裁量に任せる。しかし個人にすべてを任せることには問題があるので、学術集会長が設置する特別講演演者選考委員会で選考する」との報告があり、了承した。

専門医認定二次審査筆記試験問題評価委員会を8月28日に開催した。

大濱委員長より「今年度はやや多くの方が不合格となったが、専門医の質、問題のカットオフをどこに置かなど問題があるが、従来97・98%の日本産科婦人科学会の認定医の合格率を、専門医はもっと下げるべきという厚生労働省の指導もあり、筆記試験評価委員会では80%台が妥当であるとの意見もある。これらを考えて今回も問題の作成について検討した」との報告があり、了承した。

(7) 専門委員会関連

イ.婦人科腫瘍委員会

卵巣がん治療ガイドライン（日本婦人科腫瘍学会）：検討結果の報告があり、了承した（8月4日）。[資料：学術 2]

コルポスコピー所見改訂案（日本婦人科腫瘍学会）：検討結果の報告があり、了承した（11月12日）。[資料：学術 3]

子宮体がん検診の実施等に係るガイドライン（厚生労働省）：委員会へ作成作業委員を推薦した（7月26日）。[資料：学術 4]

本件に関し金澤婦人科腫瘍委員会委員長より「厚生労働省よりの、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改定に伴う、子宮体部の細胞診実施に関わるガイドライン作成について、婦人科腫瘍委員会においてワーキンググループを構成して検討してきた。その結果（子宮体部細胞診の実施に関わるガイドライン）を最終案として回答した。平成16年4月に厚生労働省より子宮体がん検診の実施項目が変更となり、『子宮体部の細胞診の対象者は、日本産科婦人科学会を中心とする関連学会等によって作成される予定のガイドラインを参考とする』となった。ここで求められているガイドラインは、子宮体部の細胞診の対象者を選別するためのガイドラインである。そこでワーキンググループとしては、細胞診の対象者として新指針の中に述べられている有症状者とハイリスク者を明確に定義して、それを対象者選別のためのガイドラインとすることを目的とした。新ガイドラインでは有症状者とハイリスク者を学術当日配付資料（12 - 17）のごとくに定義し、これらを細胞診の対象者とする。また配付資料中のハイリスク者の定義の（4）ホルモン療法（エストロゲン単独投与）の既往のあるものについては、（特にエストロゲン単独投与）と変更した。新ガイドラインでは本人の症状を自覚している有症状者に対しては、第一選択として、医療機関の受診を勧奨する。その他のハイリスク者を含むものに対しては、本人が同意する場合には引き続き子宮体部の細胞診を実施する」との説明があった。

以上の説明を受け以下の質疑があった。

佐藤理事「ハイリスク者の中で特にエストロゲン単独投与と変更した理由はなにか」

和氣理事「エストロゲン単独投与だけだとそのことだけがハイリスクとなる。まだ評価はいろいろ分かれるがE + Pも慎重に扱った方がいいだろうということで“特に”と入れた」

佐藤理事「付記にある肥満についてBMI25以上としたのはなぜか。肥満はBMI30以上であるが文献上その方がよいということであろうか」

和氣理事「文献上での報告に基づいた」

佐藤理事「さらに言えば、これは白人のBMIのデータであり日本人はBMI23以上ぐらいがよいのではないかとされているがその点を考慮しなかったのか」

嘉村理事「文献上25というのが多かったが、将来的には23以上も考慮しなくてはいけないと思う」

植木理事「このガイドラインは集団検診の場での話と思うが、診療所ではエコーなどを行うが内膜の肥厚を認めるものは施行した方がよいとする意見があるが、この点は考慮しなかったのか」

嘉村理事「子宮頸部がんの集団検診に来た患者さんから、問診で体がん検診を行った方がよいと考えられる方をピックアップするという想定で作った」

藤井会長「これは子宮頸部がんの集団検診において子宮体がん検診を同時に行うためのガイドラインであり、日常診療において体がん検診を行うガイドラインではない。ガイドラインということがついたらたんにこれが一人歩きしてしまうので、その点をきちんと付記をつけておかないと怖い」

本庄理事「ハイリスク者の定義の中でホルモン療法（エストロゲン単独投与）の既往のあるものは、オーバーな言葉なので、できればエストロゲン単独長期投与にしていきたい」

嘉村理事「これは子宮頸がん検診を目的としてきた患者が記入した問診表を、医師がチェックして体癌検診を施行した方がよい者を選別するのであるが、すべての患者が自分の使用したホルモン剤を詳細に理解しているわけではない。したがって広く選別という意味でこのような内容となった」

藤井会長「ガイドラインという言葉を使ったときのスタンディングポイントが問題となるのだが、子宮頸部がん検診を目的にきた患者に同時に体がん検診を行うためのガイドラインということを確認にしないと危険である」

和氣理事「ガイドライン中のワーキンググループの目的のところ、有症状者およびハイリスク者に対しては第一選択として医療機関の受診を勧めるが、引き続き子宮体部の細胞診を実施することに本人が同意する場合には子宮体部の細胞診も実施する。その際のガイドラインであるとしてある」

藤井会長「今までの意見を考慮して婦人科腫瘍委員会にて再度考慮していただけないか」

和氣理事「再度婦人科腫瘍委員会での議論をお願いして常務理事会に報告したい」

佐藤理事「ホームページ上で会員にさす必要はないのか」

和氣理事「現時点ではその予定はない」

藤井会長「次回の常務理事会までの間、HP上に載せた方がよいかもしれない」

嘉村理事「日本産科婦人科学会では子宮体がん検診を残したいという方向性で、ハイリスク者を広げて体癌検診の重要性をアピールした内容になっていることを理解していただきたい」

藤井会長「体癌検診を広げるという方向はよいのだが、このガイドラインに基づいてなぜ体癌検診をやってくれなかったのかという問題は必ず出てくる。一般の診療の場合どうするかなどがないと難しい問題がある」

麻生理事「ハイリスク者にホルモン療法を入れるかどうかというのは大事な問題だと思う。世間ではホルモン療法をするとがんになるという誤った論議が多い。この言葉をきちんと変えた方がいいと思う」

藤井会長「先程言ったように、そういうことがあったのに検診をしなかったのということになってしまう。ガイドラインが一度できてしまうと判定基準ができてしまうので、ホルモンという言葉ですべて片づけるのではなく、細かく検討する必要があると思う」

木下理事「今後ガイドラインなどを出すときに、全ての会員の意見を吸収する必要があるのか。専門家が専門性を出して方向性を作りそれに従ってもらう方がよいのではないのか。特に制度上の問題などがある場合、厚生労働省は学会としての意見を求めているのではないのか」

佐藤理事「一般の会員の意見を聞いて、その中で取舍選択すればよい」

藤井会長「現在最終案にはなっていないが最終見解として早急に意見を集約してほしい。特にホルモン療法についてはあいまいな表現で会員が混乱しないようにしてほしい」

本庄理事「例えば裁判のときに参考資料として取り上げられるので、このような文章はだれに向けて書いたものか明確にした方がよい」

武谷理事「このガイドラインは医師向けかそれとも一般市民なのか。その点がはっきりしないのでこのような議論が出てくるのではないのか」

嘉村理事「このガイドラインは医師向けのものである。今回の見直しの背景には検診の財源が一般財源化されたこともあり、がん検診全体の見直しを行って、マンモグラフィーを導入したいということである。厚生労働省にこの案を提出しても対象者がもっと絞られる可能性もある」

佐藤理事「このガイドラインは医師向けではなく、厚生労働省から都道府県に向けて出されるので一般市民を対象としているのと同じである。だから問題となる」

以上の質疑を踏まえた上で、婦人科腫瘍委員会で最終案に向けてさらに検討を行うことを了承した。

低分子量ヘパリン及び類似薬剤に関する要望書（肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症研究会）：検討結果を報告した（9月22日）。[資料：庶務 15]

子宮頸癌登録と厚生省科研班研究との共同研究（厚生労働省科学研究費補助金Japanese National Cancer Database研究班）：検討の依頼を行った（11月20日）。[資料：庶務 6]

ロ.周産期委員会

陣痛促進剤の使用に関するガイドライン作成（厚生労働省）：検討の依頼を行った（6月2日）[資料：学術 5]

「魚介類に含まれるメチル水銀に関する安全確保」についての検討
部会への委員派遣（厚生労働省）：宮崎大学池田智明講師を推薦した（11月12日）。

助産所ガイドライン（日本助産師会）：検討の依頼を行った（10月26日）。[資料：学術 6]

池田智明先生より「陣痛促進剤の使用に関するガイドラインの作成については、日本産婦人科医会と足並みをそろえて、来年度中にガイドラインを作成する予定である。助産所ガイドラインについては、周産期委員会の委員の先生に査読をしていただいた。一番の問題点は患者の急変時に、嘱託医以外の病院・診療所における医師が関与することも多いと予測され、地域の周産期センターとのかかわりについてもう少し具体的に示していただくと良い。魚介類に含まれるメチル水銀に関する安全確保については、昨年6月に厚生労働省から通達された、水銀を含有する魚介類等の摂食に関する妊婦等への注意事項の見直し、厚生労働省で行われている。今回の部会では、日本人の摂食量、特に15 - 49歳の女性における魚介類摂食量が報告された。来年度を目安に見直し案が作成される予定である」との報告があり、了承した。

ハ.生殖・内分泌委員会

低用量経口避妊薬(OC)の医師向け情報提供資料の改訂（厚生労働省）：生殖・内分泌委員会深谷委員長の報告を受けて検討に着手する予定である。[資料：庶務 8]

(8) 第57回学術講演会について

刈谷幹事より「学会の概要・仕様図・会場案内図・周辺図・演題採択基準は配付資料のごとくである（当日配付資料 - 別封筒）」との説明があった。

和氣理事より「今回一般演題の採択基準は3人の査読者に合計点数8点以上をカットラインとした。この採択基準で約92%の採択率となり、会場などの広さよりこれを基準とした。この点を了承していただきたい。また24点以上のものを高得点演題として採用している。さらにこの高得点演題の中から優秀論文演題候補を第2次選考で選択し、その候補の中から当日発表を聞いて学術と担当校のレフリーが、最終的に優秀論文賞を授与したい。その選考システムを了承していただきたい」との報告があり、これを承認した。

藤井会長より「市民公開講座の中で外国との共同の仕事がある。アメリカ、カナダ、ドイツの若いドクターと日本の若いドクターでジョイントセミナーと合宿を行う。またACOGのリデ

ア デカソン先生が女性医師としての自分の見解を日本で話したいということで、月曜日に本学会とACOGのジョイントプログラムとしてランチョンセミナーを行いたい。またカナダにおけるcontraceptionの普及についてカナダと日本のジョイントプログラムを行いたい。また日曜日にインターナショナルシンポジウムを行うが、アメリカのSGOとジョイントプログラムを行いたい」との意向が示され、これを承認した。

丸尾副会長「優秀演題賞の候補の基準はどのようにしたのか」

和氣理事「従来、高得点演題はレフリーの合計点数で選択をしてきたが、必ずしもクオリティの高い演題のみでなく、2次審査の必要性があると学術委員会で指摘があった。この点を考慮してこのようなシステムとなった」

藤井会長より「第57回学術集会では新理事長が選出されるため、閉会式において抱負を語っていただきたい」との意向が示され、これを承認した。

4) 編集(星 和彦理事)

(1) 会議開催

編集会議を11月12日に開催した。

編集担当理事会を12月10日に開催した。

(2) 「産婦人科研修の必修知識2004」について[資料：編集 1]

星理事より「9月15日に発刊したが、売れ行き好調で12月10日現在1,678冊の販売実績となっている。在庫も残り僅かとなったので増刷を検討したいが、今年度の予算で行うか、来年度に行うのか協議いただきたい」との発言があった。

藤井会長「増刷の方向は良いと思う」

岡村理事より「今年度の決算見込みが出た段階で、今年度の予算で増刷できるかどうか検討したい」との意見が出され、会計と協議のうえ今後増刷のタイミングを図ることを承認した。

[資料：編集 3]

(3) 今年の機関誌発行状況について資料：編集 2 に基づき報告があり、了承した。

(4) 第57回学術講演会シンポジウムに関するレビュー

56巻同様9～12号に学術講演会シンポジウムに関するレビューを企画することを承認した。

石塚理事が午後早退をするために協議事項 4)女性の健康週間について の協議を行った。

4) 「女性の健康週間」に関する企画・提案について

石塚理事より「女性の健康週間」に関する広告代理店(株朝日エル)との契約を締結したこと及び企画概要及び進捗状況について説明があった。[資料：運営企画6-1]

なお、日本産婦人科医会に本企画への協力依頼を書面にて行い、医会より協力する旨の回答を得た。[資料：運営企画6-2]

加えて**石塚理事**より「女性の健康週間を、産婦人科医が女性の健康を生涯にわたって総合的に支援する役割を担うべきという趣旨で行いたい。

本日の記者会見で女性の健康週間を設けたことを発表し、1月14日プレスセミナーを行いたい。今後キャッチフレーズとシンボルマークを決定し、シンボルマークに関してはP&Gの協賛によりバッチを作成したい。またポスターの作成、地方部会における女性健康週間期間中の市民公開講座、現時点では三越が予定に上っているが産婦人科医によるセミナー、P&Gがスポン

ンサーとなっているテレビ番組で数日間の産婦人科の特集を行う予定がある。さらに女性の健康手帳を作製する計画である」との報告があり、了承した。またシンボルマークの候補を回覧したが、選定については会長に一任となった。さらに日本産婦人科医会の坂元会長に書面で連絡し、共催の予定であることを確認した。

5) 渉外 (村田雄二理事)

[FIGO関係]

2006年マレーシア開催の第18回FIGO学会の宣伝を傘下各学会のジャーナルやニュースレターに無料で掲載希望する旨のメールを受領した。掲載内容を確認の上和文誌、JOGRに掲載することを承認した。

59th Meeting of the FIGO Executive Board (25-26th July, '04 スイス) 議事報告

[資料：渉外1]

[AOFOG関係]

AOCOG 2005韓国のthe scientific program committeeよりシンポジストの提示があった。

[資料：渉外2-1]

また、2nd Announcement & Call for Abstracts を受領した。[資料：渉外2-2]

[ACOG関係]

ACOG electric membershipについてACOGのDr.Haleからのe-mailを受領した(10月26日)。[資料：渉外3]

村田理事より「田中副会長宛にACOG会長Dickerson氏から2005年5月11日にサンフランシスコで開催される会長就任式への出席招聘状を受領した。本会としては新理事長の出席が望ましいと判断し、村田渉外担当常務理事からその旨を連絡し、新執行部が決定次第連絡することとしたい」との提案があり、了承した。[資料：渉外4]

[その他]

本会会長宛に1st Maternal Medicine Course(2-4th.Nov.2004,Singapore)のFinal announcementを受領した。会員への連絡の依頼を希望している。

The Asia Pacific Congress on Egg Donation & Third Party Reproduction事務局から学会の案内と本会からのendorsementを求めるe-mailを受領した(7月23日)。[資料：渉外5]

第3回常務理事会で審議の結果、endorse できない旨回答した。

JOGRに関わるBlackwell社との契約について

藤井会長より「平成15年度の第3回理事会で承認された全会員に提供するJOGRのElectric Membership(年間5百万円)等に関わる契約書を締結したい」との発言があり、これを承認した。

[資料：渉外6-1、6-2]

カナダ産科婦人科等学会からの招待により、11月28日～12月1日にオタワで開催されたThe 3rd Canada-Japan Bilateral Workshop in Human Reproduction and Reproductive Biology に藤井会長が参加した。

藤井会長より「日本産科婦人科学会とカナダ産婦人科医師会とパートナーシップを締結したいと思う。専門家団体としての結びつきを強めるため活動を行うという内容で、契約の有効期間は5年で3年後に再検討行う。田中副会長、丸尾副会長と相談し、よいのではないかとということで締結をさせていただいた。事後承諾になるが承認していただけたらと思う」との説明があった。

武谷理事「現在このような形での諸外国とのパートナーシップはどのくらい行っているのか」

藤井会長「今回初めてである」

武谷理事「従来の諸外国の関係よりもプライオリティが高いと考えるのか。それとも今後この形式をとるようにするのか」

藤井会長「そういうわけではない。極めて緩やかな締結で強い拘束力を持つというわけではない」

平岩弁護士「この契約書には法的な拘束力は全くないので、学会が何らかの義務を負うわけではない。契約書と日本語訳にあるがagreementである」

麻生理事「趣旨には全く反対はないが、手続き上は問題があるので今回限りにしてほしい」

丸尾副会長「私もこの席に同席をしていたが、カナダではセレモニー的に行われているようであった。事後承認との手続き上の反省点もあるが、事前の状況では口頭の話とっていたが、直前にこの文章を渡された。日本と連絡を取る時間的猶予はなかったので事情斟酌いただきたい」と契約時の状況が説明され、このagreementを承認した。

ネパール産婦人科学会から5th Conference of South Asian Federation of Obstetricians and Gynecologists が2005年2月25-26日にカトマンズ（ネパール）で開催される旨の連絡をe-mailで受領した。ホームページ<http://www.nesog.org.np>

6) 社 保 （植木 實理事）

(1) パクリタキセルの新効能（子宮内膜癌）の早期承認に関する要望書提出について

第4回常務理事会の審議を踏まえて10月25日付けで医薬品医療機器総合機構に要望書を提出した。[資料：社保1]

植木理事より「パクリタキセルの新効能として子宮体癌への適応について NPO 日本婦人科悪性腫瘍化学療法研究機構と、日本婦人科腫瘍学会との協議の上で適応を同様に申請中である」との報告があり、了承した。

(2) 内保連より混合診療に関連し本会から厚生労働省に列挙提示するポジティブリストを提出する依頼があった。本会社保委員17名中10名の意見を踏まえ10月22日提出した。

[資料：社保2-1]

植木理事より「同リストを回収したものの、内保連は外保連の慎重なスタンスに合わせて厚生労働省へのポジティブリストの提出は当面見合わせるものとした。しかし最近になって外保連も混合診療に対する考え方をまとめて本会を含む65学会に提出を要請してきた。

次に混合診療について急に話がまとまる方向で浮上して来て、1月22日までに資料の2-3に

示すように厚生労働省の指導により内保連では検査、悪性腫瘍、抗生物質の使用範囲などについて追加修正の上で提出の方向で検討したが、厳しい意見があり提出を留保している。すなわち 12 月上旬をめどに提出を予定していたが日本医師会としては厳しい対応をしており、リストの提出時期は未定である。亀井先生にまとめていただいた項目の 1 から 7 をお示しするが、外保連では一貫して反対の態度をとり日本医師会と同様の対応である。各所属学会の意見を取りまとめよということで問い合わせがあり、日本産科婦人科学会としても日本医師会としては原則共同歩調であり、混合診療については原則として反対である」との説明があり、了承した。

(3) 施設基準設定手術数の再調査項目について

外保連より施設基準設定手術数再調査にあたり「手術件数とアウトカムの相関調査について関連学会はアウトカムとしてどのようなものを認定するのか」という照会があり、社保学術委員会、本会からの外保連、内保連委員の意見を伺った上で回答した。

植木理事より「産婦人科手術のアウトカムについて、悪性腫瘍手術は生存率、卵管形成では妊娠率をもってその指標とし 1 月の終わりまでに各施設に問い合わせを予定している」との説明があり、了承した。

(4) 外保連より手術アウトカムと症例数に関する調査依頼」の書面を受領した(11月19日)。

[資料：社保3]

(5) 平成 16 年度の要望項目アンケート(7月30日締め切り)を提出した。学会よりの要望項目は外陰部腫瘍除去、膣断端挙上、(膣式・腹式)膣洗浄、骨盤位娩出術、ヒスキャスである。仙骨子宮靭帯切断術、造膣術、バルトリン腺嚢胞摘出と造袋術は婦人腫瘍学会が担当することになった。

(6) 外保連委員の交代について

佐藤和雄先生から秋山敏夫先生にお願いした。これに伴い委員の役割分担を以下の通りとした。

秋山敏夫先生 処置
安田 允先生 手術(一般・悪性腫瘍)
西井 修先生 手術(内視鏡)実務 広報
坂田寿衛先生 検査規約

(7) 11月29日付で風疹抗体価の測定について医会より文書を受領した。[資料：社保4]

(6) (7) 及びメサルモン F につき以下の質疑があった。

植木理事より「風疹の疑いのある患者について現在では HI 抗体と IgM の同時提出ができないので、これをできるように申請したいということである」と説明があった。

藤井会長「パクリタキセル混合診療についてはとくに問題はないと思うが、委員の交代についてはいかがか」

委員交代については特に質問はなく承認された。

藤井会長「医会の風疹抗体測定について、意見がなければ社保でまとめた上、回答を願いたい」

植木理事「メサルモン F については製造中止ということであるがどこで対応するのか教示願いたい」

落合理事「現在、疑義解釈委員会より来ている照会のなかで、メサルモンFも入っている。供給継続を要求するのであれば学会として要望書を出していただきたい。供給停止について使用量が少なく、実態としては採算が合わないと聞いている。ぜひ社保委員会で検討願いたい」

植木理事「検討の上供給継続要望となれば、疑義解釈委員会に提出するのか」

藤井会長「その方向でお願いしたい」

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 中間法人日本専門医認定制機構

中間法人日本専門医認定制機構の第3回理事会で「専門医に関する確認事項」「各委員会の役割」「当機構の役割」「当機構の組織図」「当機構の目標」が承認され会員への周知方依頼があった。

[資料：専門医制度 1]

この件に関連し**武谷理事**より「専門医認定制機構の組織図は資料に示すとおりである。理事会、評議員委員会があり、各学会が社員となるわけでのような機構が確立したわけである。なお専門医認定制機構の年間予算で3,500万が計上されている。同機構からは、各学会の専門医研修施設の公開を求められた。また各学会の受験資格や審査の方法そのほかの問題点などを調査し、各学会の専門医が一定のレベルを保つようにしたいとの意向である。実際に患者さんをみない輸血部門や病理・検査などの扱いや、競合している外科領域ではテリトリーの問題など、サブスペシャリティーがないとやっていけない内科など全体として難しい問題を抱えている」という説明があり、了承した。

(2) 第3回中央委員会について

9月5日に開催し平成16年度専門医認定二次審査結果、専門医認定更新審査結果及び卒後研修指導施設指定審査結果を協議した。

専門医認定二次審査[資料：専門医制度 2、3]

申請者313名(筆記308名(東京156名、大阪152名)面接289名(東京144名、大阪145名)合格者271名(東京134名、大阪137名)不合格者38名(東京20名、大阪18名)であった。結果的に合格率は筆記88.0%、面接99.7%であった。合格者については機関紙56巻11号と学会ホームページに掲載した。

専門医更新資格更新申請は1,025名で合格1,022名、不合格3名であった。

[資料：専門医制度 4]

専門医資格再認定審査再認定申請は23名で全員合格した。[資料：専門医制度 5]

新規申請者、更新申請者、再認定者ともに申請者あてに9月20日付で審査結果を通知し、新規合格者は専門医登録が済み次第認定証を送付する。更新申請者、再認定合格者は地方委員会宛に10月1日付で認定証を送付する。

資格更新延期願

資格更新延期願いは13名あり延期可は11名、不可は2名であった。

卒後研修指導施設審査

新規申請施設は23施設で合格施設は20施設、不合格施設は3施設であった。

[資料：専門医制度 6]

更新申請施設は 54 施設で合格施設は 48 施設、不合格施設は 6 施設であった。

[資料：専門医制度 7]

(3) 卒後研修目標改訂版送付

9 月 8 日付で卒後研修目標改訂版を卒後研修指導施設指導責任医宛に送付した。

本庄理事「9 名が面接を受けていない理由はなぜか」

武谷理事「一部は来なかった受験者であるが多くは去年の不合格者である」

大濱理事「今年から卒後臨床研究の 2 年目が始まる。最初 2 年間の初期研修と後期 3 年間の後期研修として厚生労働省は規定しているが日本産科婦人科学会としてはどのように考えているか」

武谷理事より「国としては初期臨床研修をそれぞれの科に組み込んでよいと聞いている。初期後期合わせて 5 年が最低限の期間と考えている。初期と後期における内訳は星理事が編集でご苦労いただいたカリキュラムに準じる。しかし、施設により産婦人科の初期研修の研修期間が異なっており一概に論じがたい。産婦人科専門医の初期研修における履修項目の多くは他の科ともオーバーラップしているのでこれを初期研修にシフトした」という説明があり、了承した。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録

ヒト精子、卵子、受精卵を取り扱う研究に関する登録：85 施設

体外受精・胚移植および受精卵を取り扱う研究に関する登録：636 施設

ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録 514 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法臨床実施に関する登録：機関紙 46 巻 8 号 (平成 6 年 8 月) において登録を一時中止して以来登録はなし。

顕微授精の臨床実施に関する登録：359 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

(2) 会議開催

7 月 2 日に第 1 回公開倫理委員会、7 月 13 日に第 2 回公開倫理委員会を開催した。第 2 回倫理委員会を 11 月 8 日に開催した。8 月 24 日以降計 4 回の登録・調査委員会を開催した。

(3) 2 施設 (名古屋市立大学、慶應義塾大学) から申請の着床前診断について

7 月 23 日の平成 16 年度第 1 回臨時理事会での審査結果を踏まえて 2 施設に結果を通知した。

[資料：倫理 1]

慶應義塾大学から着床前診断に関するインフォームドコンセントに関する返事を受領した (8 月 9 日)。

(4) 慶應義塾大学から 11 月 17 日付で新規の着床前診断に関する研究許可申請があった。

(5) 生殖に関する遺伝カウンセリング講習会開催について

平成 11 年 1 月 30 日に第 2 回生殖に関する遺伝カウンセリング講習会を開催する予定である。開催概要は資料倫理 2 にお示しするように京都である。

(6) 本会兵庫地方部会を通じ「大谷会員の着床前診断問題に対する灘区医師会の見解」冊子を受領した。[資料：倫理 4]

(7) 日本がん治療学会から「悪性腫瘍患者の配偶子の凍結保存に関する倫理委員会提言案」を受領した(11月8日)。[資料：倫理 4]

(8) 日本不妊学会岡村 均副理事長より機関紙に掲載された 2000 年の ART のデータを ICMART に報告するための使用許可願があり、久保春海 登録・調査委員長の了解のもとこれを許可した。

(9) 日本産婦人医会からの原田慶堂医師に関する調査結果報告を受領した(10月1日)。なお、医会は同医師の退会届を受領した経緯について医会報 10 号に記載した。[資料：倫理 5]

(10) 第 2 回倫理委員会(11月8日)の報告について
「総合技術会議ヒト胚の基本的取り扱いについて」[資料：倫理 6]の説明があった。藤本監事が出席されヒト受精胚に関し余剰胚の研究目的での使用は妥当性がある容認し得る、現時点ではヒトクローン胚からの研究目的の ES 細胞に作成についても科学的妥当性があり容認し得るとの発言があった。

(11) セントマザー産婦人科医院と神戸大学農学部附属農場が行ったとされる着床前診断について調査委員会を設置した。8月23日調査委員会を開催しセントマザー産婦人科医院田中 温院長より実験内容についてヒアリングを行った。[資料：倫理 7]

調査委員会の調査結果を踏まえて倫理委員会で検討を行うこととなった。

(12) 読売新聞大阪本社科学部から「出生前診断」と「選択的中絶」について本会の見解につき取材があった。[資料：倫理 8-1]

本件について倫理委員会の意見を伺った上で資料倫理 8-2 の回答案としてまとめた。日本産婦人科医会からの意見も伺ったが特に修正はなかったため、本件は第 3 回常務理事会での協議を踏まえて藤井会長が会長の意見として口頭で回答した。

(13) 習慣流産に関する検討について

本件について学術的見地からの見解を倫理委員会に伺った。[資料：倫理 9]

以上(1)～(13)につき以下の質疑があった。

藤井会長「慶応の着床前診断について 1 件目は承認となったが、2 件目は今後の検討となる。それでは各検討項目について協議に入る。まずセントマザーの問題につき武谷理事からお願いしたい」

武谷理事「そもそもの発端は、資料 7 の英文論文をごらんいただきたい。田中 温先生による本論文の patients and method で着床前診断を行ったように解釈できるのではないかという指摘があった。ご本人に問い合わせたところ着床前診断を行ったかどうかということについては、明確にこれを否定され、英語の表現上の誤りであったということであった。これ以上の事実関係の確認は困難である。文章を精読しても必ずしも会則に抵触したとはいえない。この種の実験についてはあらかじめ登録・申請が必要である。本施設も申請しており、当初の申請と研究内容が異なったという点で不備でもあるが、他の施設での事例もあり必ずしも会則違反と

はいえない。同医院の倫理委員会についても施設内の人間だけで構成されており、必ずしも十分とはいえない。しかし、個人病院としてはやむを得ない点もあり、会告に抵触するとまではいえない。IC についても田中先生は得ているということであるが、十分とはいえない点があるが、これだけで会告違反とはいえない。なお人とマウスの胚を融合させた場合特定胚といえるかどうかを文部科学省に問い合わせたところ、その胚の作成と発生を目的とするわけではないという明快な回答があった。結論としては法に触れるものではなく、会告にも抵触しないが、英文での表現、倫理委員会の構成、IC 等につき倫理上の慎重性をかく点があったといわざるを得ない」という説明があった。

藤井会長「本問題についてご意見があれば承りたい」

丸尾副会長より「結論について異論はないが神戸大学の研究者は農学部の方であることを確認したい。同医院の施設内倫理委員会の構成メンバーが外部からも入っており、しっかりしている。学会に申請した臨床研究については慎重に検討しているが、実験研究は討議していないということも田中先生が明言しておられた。倫理委員会についてはしっかりしたものであり、基礎的研究についても十分に検討されるようお願いした」との発言があった。

藤井会長「こういう問題はなし崩しが一番まずいので何らかの注意が必要と考える。議事録を読むと論文作成時に editor からの要求で記載したということであり、こういった態度は科学者としての基本的姿勢に関わる問題である」

和氣理事「調査委員会のひとりとして申し上げたい。結論は結構であるが、神戸大学の先生の下承なしに共同著者にいれたり、IC のとり方についても問題がある。こういった問題点を列記して厳重注意としてお知らせした方がよい」

藤井会長「このあと処罰規定について論じる予定であるのでそこでまた取り上げたい」

村田理事「committee on Publication Ethics COPE という科学出版倫理に関する団体がある。Publication について問題があれば我々はこの事実を雑誌に知らせる倫理的な義務が生じる。処罰とは別に科学者集団としての責任がある」

藤井会長「虚偽の記述と同様の取り扱いであるが、そこまでする必要があるかどうかはまた別の問題である。しかし少なくとも本人に注意を行う必要がある。この表現からすると着床前診断を行ったようにとれるので何らかの注意が必要であろう」

工藤理事「細かいことは別にして、社会に対する説明義務がある。倫理的に非常に大きな誤解を社会に与える可能性がある」

藤井会長「その方向で計りたい。もうひとつ実験の学会への申請と実験の時期や内容が大きすぎていて、申請した実験の結果について現在まで報告義務はなく、しっかりとした報告が必要である。学会においてルールの不備があり、倫理委員会での問題をご検討願いたい。また今回の田中先生の問題は本人に注意する必要がある」

武谷理事「マスコミが当該者の姓名を公表する可能性があり、学会としても対応を考慮する必要がある」

藤井会長「本問題は一新聞記者の問い合わせであり、今日の段階でマスコミが直接追及するかどうかは未定である」

松岡副議長「本例のみで除名にはあたらないが、数年前にも注意を受けた前歴があり、論文の書き方や院内倫理委員会の機能について具体的指摘を送付し、それに対する当該施設からの返答が必要であろう」

藤井会長より「注意と同時に具体的な教育的指導としてすすめていきたい」という方針を示され承諾を得た。

藤井会長「つぎに習慣流産についての学術的検討が必要であり、大谷医師の問題について学

会としての理論的武装が必要である。これについての意見を伺いたい」

和氣理事「均衡型転座について着床前診断の有効性は確立しておらず、現時点では臨床研究として十分な検討を行う必要がある」

武谷理事「細かいことであるが、文書の結論で安易な臨床応用の部分での安易な誤解を招く可能性があるのでは省いたほうがよいのではないか」

和氣理事「出生前診断を行う場合、これらの先天的疾患が重篤かどうかは患者さんが決めることで医師が一方的に決定するのは妥当ではないと考えられる」

藤井会長より「日本産科婦人科学会としては臨床研究として行われることを強調し記載を変更する」との発言があり、了承した。

・ 理事会内委員会報告ならびに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

11月12日に第5回学会のあり方委員会を開催した。なお本会における本年3月末の時点における年代別会員数、男女別会員数、新入会員数、退会者数は資料学会のあり方1の通りである。

(2) 学会のあり方検討委員会は平成16年に入り5回開催した。

主な審議事項は

産婦人科医における医師充足度に関する実態調査解析

産婦人科医育成奨学制度の創設 本邦若手医師と米国、カナダ、ドイツなどの若手医師との交流を深める一環としてスカラーシップの具体化に向けての検討。

この件について**藤井会長**より「いろいろと難しい問題が多いが、産婦人科医育成の将来的問題を検討してきた。若手の医師を国外学会に連れて行って刺激を与えるということについて予算をつけてもらえないか検討している。どのような形で外国に派遣するのかという問題や選考方法などの問題について検討している」との発言があった。

丸尾副会長より「本日は資料を用意していないが、いかに産婦人科医を育成するかという観点から、当初は医学部5、6年を対象とする奨学金を考慮していたが、事態は切迫しており彼らが産婦人科医になるまで待てない。専門医を取得する前の若手医師や学生をまず海外派遣の対象とする。現在2国間で動いているドイツやカナダ、韓国に派遣する。ただ海外の学会の講演を聞きに行くのかそれとも発表するのかという問題はあるが、往復旅費と滞在費の一部など約40万円を支給することを考えている。また、新産婦人科専門医から10名程度を学会内選考委員会で決定し産婦人科育成資金によりACOGに派遣する」という発言があった。

藤井会長「資金提供を具体化するため半年以上検討してきた。短期間でもよいから若手を外国に派遣する方向できた。企業より1千万で5年間くらいは出してもらえそうであるが、企業としても株主への説明上基金に冠が必要である。具体的な企業名は現段階では出せないがこの件について検討願いたい、平岩先生のご意見を伺いたい」

平岩弁護士「問題はないと思われる」

佐藤理事「冠とはどういうことなのか具体的に伺いたい」

落合理事「冠がないと出せないのか」

藤井会長「株主が納得しない」

落合理事「時代が変わり珍しいことではない。冠がついたからといって、その運用については日本産科婦人科学会が運営を決定すればまったく問題はない」

藤井会長「麻生先生のところはどうか」

麻生理事「本学でシェーリングの寄付講座があるが運営は任されている」

工藤理事「こういう制度はどんどん運営したらよい。ASCO ではすでに行われている。将来的には複数企業に協賛してもらったらよい」

丸尾副会長「企画ごとに丸々会社の後援による企画を複数立ち上げたらよい」

松岡副議長「国が本来力を入れるべき少子化対策を放置している現在、その対応に苦慮している我々に対し、篤志家が寄付してくればこれはむしろ積極的に学会として受ける必要がある。若手医師をリクルートするために若手を海外派遣することは非常に意味がある。ぜひこの事業を受け入れて将来につなげてほしい」

佐藤理事「この場合、企業との癒着を指摘される恐れはないのか。単に税金逃れなのか会社の意図を確認する必要がある」

藤井会長「少子化と産婦人科医の減少に対する危機感をお話した。当初多くの会社から資金拠出を求めて集めたいというスタンスであったが、株主の理解の問題などから 1 社のみで行う方向となっているが、その場合には冠が必要である。医療関係に限ることとしたが、運営は学会が行うので癒着には相当しないと思われる。複数の会社が賛助してくれば癒着という疑惑は薄まると思われる」

佐藤理事「広報は会社の利益もありフィフティーフティであるがこの場合は会社は持ち出しではないか」

藤井会長「出してもらった若い医者は感謝するであろうから会社も損にはならない。毎年選ばれる 20 人にとっては大きな名誉である。将来の産婦人科を担う医師を encourage できるという意味で重要である」

落合理事「ASCO のことを工藤理事がおっしゃったが米国やカナダでは一般的である」

藤井会長より「学会で新しい企画を提示して寄付を募るあたらしい企画であろう。欧米の学会は寄付が大きな比重を占めており、学会の将来の戦略として重要であろう。今後、理事長制に移行するが、会費だけで将来十分な運営ができるとは到底思えないので、学術集会長が学術集会を主催するが、それ以外の学会業務を運営する上で、他の資金提供が得られる可能性があれば大いに進めるべきであろう」との発言があった。

藤井会長よりこの検討の方向性について承諾の求めがあり、協議の結果承認した。

丸尾副会長「語学力の客観的な評価を提出する必要がある。医学部学生については成績証明書が必要である。ACOG は 5 月、カナダは 6 月なので 2 月中に申請書を求めたい」

藤井会長「選考対象学年をどうするかについて、新専門医あるいはその前後に幅を広げて選考を進めてよろしいか」

この件について承諾が得られた。

大濱理事「直接関係ないかもしれないが、産婦人科医師を増やすうえで、各科の医師の適正配置をどうするかという問題である。すべての科で医者が少ないわけではないので、日本の産婦人科医は年間何人が必要なのかお教えいただきたい。大学のみならず一般病院を考えるとどうなるのか」

藤井会長「これは制度上からも非常に難しい問題であり、病院が多いので医師需要も多くもっと少なくともよいのかもしれない。厚生労働省としても検討しており鴨下班より学会に諮問を受けており、学会としても検討する必要がある」

丸尾副会長「新専門医はみな産婦人科に固定している方がほとんどなので、産婦人科に FIX する前の医師を含めるべきであろう」

麻生理事より「議論が immature なので改めて検討願いたい。ここで検討しても致し方ないのでもう少しつめてほしい」との発言があり、本件については内容をさらに詰めることとした。

2) 広報委員会 (佐藤 章委員長)

(1) パスワード登録状況 (11 月末日現在)

在籍会員 15,741 名
登録済会員 6,855 名 登録率 43.5%

「パスワード登録を進めるため各地方部会長に依頼を出している」との追加説明があった。

(2) 第 57 回日本産科婦人科学会総会ならびに学術講演会プレコンgress市民公開講座 (案) について[資料: 広報 1]

佐藤委員長より「STD についてタレントの飯島 愛と米国欧州カナダにおける性の実態をお話しする。産婦人科学会より女性の医療を支える産婦人科が危機的状況にあることを厚労省のみならず世間に訴える意味でもこのような内容の市民公開講座を予定している。これを朝日新聞が収録するというので現時点では大阪版のみなので全国版に載るよう広告代理店のアサヒエルを介して交渉中である。JOGR の online subscription を考慮に入れ、公開市民講座、プレコンgress、議事録や ART の成績も含め一般の方が見られるように HP のリニューアルを考えている」との補足説明があった。

3) 第 20 回 AOCOG 組織委員会 (武谷雄二委員長)

10 月 6 日に第 1 回組織委員会を開催した。

武谷委員長より「First Circular を作成する時期となった。スローガンは New Tide of OB/GY とした。単なる美辞麗句ではなくさまざまな現在的問題もあることを考慮し、レインボーブリッジに代表される古い日本の双方をアピールした」との補足説明があり、了承した。

4) 生殖医療評価機構検討委員会 (麻生武志委員長)

平成 16 年度に入り計 4 回に亘る準備検討委員会を開催した。[資料: 生殖評価機構 1]

なお、生殖医療評価機構準備検討委員会を生殖医療評価機構検討委員会と改称し、その第 1 回会議を 12 月 6 日に開催した。

麻生委員長より「4 回のうち 1 回は関連学会委員の参加をいただいた。かなりベーシックな点より具体的問題まで検討し、会告、登録などの問題から、実態把握のための調査を開始した。施設登録、症例の登録、会告の整理 (昔のもので実情に合わないものを適宜改正する) という方向で検討している」との補足説明があった。

藤井会長より「大変難しい問題を進めていただいている。来年度も経済的問題のクリアも含め、学会の予算以外にあらたな資金源の検索も含めて進めていただきたい」との発言があり、了承した。

・ 協議事項

1. 運営企画委員会の答申について

1) 理事長制導入に関わる運営及び諸規定の見直し

(1) 定款施行細則の改訂について[資料: 運営企画 1]

定款施行細則『理事会の運営』第 28 条第 2 項の「前項の業務とは、庶務・会計・編集・学

術・渉外・社会保険・専門医制度・倫理・広報・その他をいう。」とあるのを「前項の業務とは、庶務・会計・編集・学術・渉外・社会保険・専門医制度・倫理・広報・教育・その他をいう。」に改める。

定款施行細則『委員会の呼称および性格』第 35 条第 1 項の「企画委員会：企画委員会として運営企画委員会、学術企画委員会を置く。．．．．．」とあるのを「企画委員会：企画委員会として運営委員会、学術委員会を置く。．．．．．」に改めることを承認した。

(2) 新理事長の選出手続について[資料：運営企画 2]

(3) その他の規程の改訂について

理事長制導入に関わる庶務関連諸規定の改定について[資料：運営企画 3]

「役員等旅費規程」、「文書規程」、「職員就業規則」、「職員給与規定」、「職員退職・死亡給与規定」、「職員職制及び事務分掌規定」等の中に『会長』とあるのを『理事長』に改めることを承認した。

なお「職員職制及び事務分掌規定」の中に『認定医制度』とあるのを『専門医制度』に改めることを承認した。

なお、教育委員会の設置等に関わる機構改革及び理事長選出手続きについて以下の質疑があった。

落合理事より「資料 4-1 を見ていただきたい。教育に関する複数の委員会を一つにまとめられないかという会長よりの諮問があり、資料の 4-2 にあるように教育委員会を設立する方向ですすめたい。昨日の運営企画委員会では承諾を得たがこの点についてご議論いただきたい」との補足説明があった。

藤井会長「教育は非常に大きな問題であり、会としても重視していきたい。ご意見がなければこのまま進めていきたい」

落合理事より「これに伴い学会内の定款施行細則の変更が必要である。第 28 条の 35 条の 36、37 条の内容を変更していきたい。文言はまだ整理されていないが教育を運営企画に入れていく形で訂正したい」との提言があり承諾を得た。

落合理事より「新理事長の選出手続きについて運営企画の資料 2 を見ていただきたい。候補者はあらかじめ所信表明を理事予定者に配る、あるいは総会の途中で一旦休会する、などという意見があったが、あらかじめ所信表明を行うことやその場で続けて選任されるのは不適當という意見があり、パターン 4 の変形という方法を提言する」との発言があった。

藤井会長より「来年は過去の継続がなく突然に理事長を決定するので、公明性の確保のためにも会で所信表明を述べていただき、その会期中に選任するのが望ましい。学会長の責任において学会期間中に決定したい。ご意見はいかがか」との諮問があった。

落合理事より「藤井信吾会長が新理事を招集し投票をしていただく形になる 次回までに選考の基準を決めていただきたい」との発言があり、了承した。

3) 専門委員会の機構改革について

(1) 専門委員会運営内規(案)の制定について

運営企画委員会内専門委員会の機構改革検討委員会、常務理事会、運営企画委員会、理事会での度重なる審議を経て、昨年 12 月の第 3 回理事会で専門委員会運営内規(案)の骨子が承認

された。

当該骨子（案）につき、本年6月25日第1回運営企画委員会、6月26日第2回理事会での更なる検討を経て、専門委員会運営内規（改定案）が10月22日の第4回常務理事会で承認された。[資料：運営企画5]

4) 「女性の健康週間」に関する企画・提案について

「女性の健康週間」に関する広告代理店（株朝日エル）との契約を締結した。企画概要及び進捗状況について説明する。[資料：運営企画6-1]

なお、日本産婦人科医会に本企画への協力依頼を書面にて行い、医会より協力する旨の回答を得た。[資料：運営企画6-2]

5) 本会の懲戒規定について[資料：運営企画7]

落合理事「懲戒規定について現在は除名以外の懲戒としては嚴重注意しかないが規定には明記されない。しかし、本会は学術団体であり、懲戒を前面に出すのは望ましくなく、内規とした。会員の行動基準に違反した型の場合、法に触れた場合も本会も処分すべきではないかという意見もあったが、すでに法による社会的制裁を受けており特別の場合以外は本会として特別に罰則の対象とはしない。本会の会則や諸規定に違反した場合、嚴重注意（または改善勧告）、譴責（または訓告）、会員資格の一時停止、退会勧告、除名の5段階とした。このような内規案を提言する」

藤井会長「この問題は春から継続協議してきたが、ご意見はいかがか」

武谷理事「退会勧告は懲罰になるのか。これは社会一般からして懲戒になり得るのか。自主的退会をお願いすることではないのか」

平岩弁護士「これは自主的意思が絡むので他とは意味合いがことなる。したがって退会しない場合には効力を持ち得ない。しかしそうしない場合は除名するという強制力を含めて明文化する必要がある。その場合でも別に法的問題はない」

武谷理事「勧告は学会が科す罰則なのか。退会してしまえばそれで終わりか、他の理由で退会した会員と同じ扱いか」

落合理事「自主退会ではなく退会勧告による退会として記録に残る」

平岩弁護士「退会勧告という学会の意思表示による処分があってもおかしくはない。退会という効力が生じるわけである」

丸尾副会長「大谷医師に対しても兵庫地方部会として退会勧告を行ったが本人が応じなかった」

松岡副議長「嚴重注意を行っても本人が誠実に対応しない場合、より重い処分にはすることはありえるのか。退会勧告を資格停止よりも重いとするならば、これは除名の一步手前と考えてよいのか」

平岩弁護士「一つの事柄について二つの処分を行うことはできない。ただ、退会勧告については次の処置があり得る。嚴重注意の場合には反省文の提出を求めるなどの内規が必要であろう」

松岡副議長「従わなければ除名という規定を設けるべきであろう。従わない場合は除名処分も検討、を除名としてはいかがか」

藤井会長「これでよいか」

和氣理事「処分は総会決定事項か」

落合理事「除名処分は総会決定事項であるが、他の処分は緊急性を要するものもあり、常務理事会で審議し理事会で決定した上での処分となる」

平岩弁護士「総会是一種の立法機関であり理事会は執行機関である。したがって、除名以外の処分は理事会で決定できるが定款の規定があるので除名のみは総会決定事項である」

武谷理事「処分の情報公開はどうなるのか」

落合理事「理事会決定事項は理事会議事録に残る。総会の決定事項は公表せざるを得ないが個別の報告をするとは限らない」

武谷理事「個別の名前は出さないのか」

藤井会長「マスコミなどで既に報じられた場合などは広報せざるを得ないこともある」

平岩弁護士「学会の自律権の問題である」

佐藤理事「広報は実名を出しており公表せざるを得ない」

藤井会長より「お互いをかばいあうという印象を与えるとうまくないとも考えられるので公表については今後さらに検討していきたい」という発言があり、了承した。

6) 運営企画委員会内委員会における答申・報告について

(1) 鑑定人推薦委員会(石丸忠之委員長) [資料: 運営企画 8]

この件について**落合理事**より「最高裁判所からの産婦人科医事訴訟に関する鑑定人依頼について石丸理事にお願いしており、これまで 19 件の依頼があり 1 件は脳外科がふさわしいとして残る 18 件を推薦した。多くの場合、第一候補にお受けいただき順調に進んでいる」という説明があった。

(2) 会員カード導入検討委員会(佐藤 章委員長) [資料: 運営企画 9]

この件について**佐藤委員長**より「マグネット式のカードはうまくないのではないかという意見があり、JR のスイカのような IC カードは従来のマグネットカードに比較して情報量や安全性の利点が大きく、専門医制度の研修歴やポイントの自己管理、会員証明などの管理ができる。現時点であれば無償配付もできるし、自己のパソコンで研修歴も確認できる。デビットカードとして学会参加費の納入もできる。実際導入している学会も多く会員が多い東京地方部会のようなところでモデルとし全国的にも応用可能かどうか検討したい。全国の地方部会長に問い合わせている」という説明があり、その方向性につき承認した。

(3) 事務局機能強化委員会(石塚文平委員長) [資料: 運営企画 11]

石塚委員長より「事務局機能の強化のため、新サーバーの導入とバックアップ機能の強化を行っている。学術集會会場固定化に伴う事務局機能の強化についても第 58 回学術講演会を機に検討している」との補足説明があった。

藤井会長「事務局機能の強化は重要な問題であり、環境の整備も含めて検討を進めていただきたい」

落合理事より「現在の場所では手狭である。カナダでは 1,600 人の会員に対し 41 人、わが国は 16,000 人に対し数名であり、事務局の場所あるいは人的な強化が必須である。我々がプライドをもてる学会にしていきたい」という発言があった。

藤井会長「ACOG は無理でもカナダのレベルまでは持っていきたい」

2. 学術企画委員会の答申について

報告、協議済み

3. 専門委員会について

1) 専門委員会運営予備会議の開催について

10月22日に専門委員会運営予備会議を開催した。各専門委員会から来年度の小委員会構成について委員会案を12月14日までに提出することとした。

2) 平成17年度専門委員会公募小委員会(班研究)の公募状況について

10月31日を以って、専門委員会公募小委員会(班研究)の公募を締め切ったが、5課題の申請があった。[資料：専門委員会1]

申請課題については、生殖・内分泌委員会、婦人科腫瘍委員会、周産期委員会それぞれで考えている小委員会との整合を図った上で、専門委員会運営委員会(通信)で小委員会設置の是非につき協議を行う予定である。

嘉村理事より「専門委員会のなかに公募研究を取り入れる方向で検討している。7月から公募し締め切っている。5件の公募があり来年度の事業計画にどのように取り込むか検討中である」という補足説明があった。

岡村理事より「誤解のないように申し上げたい。公募研究につき500万という多額の申請があったが、各専門委員会の予算内で執行すべき公募研究でありこの点を理解願いたい」との発言があった。

中野監事より「公募研究について申し上げたい。本当に日本産科婦人科学会から集めたお金でやるべきかどうか、一地域、一大学の研究ではないかと思われる課題がある。競争資金が増大する中、嘉村敏治理事他、担当理事には見識をもってあたっていただきたい」との発言があった。

3) 生殖・内分泌委員会(深谷孝夫委員長)

特になし

4) 婦人科腫瘍委員会(金澤浩二委員長)

金澤委員長より「腫瘍関係の公募研究では2題が出ている」との報告があった。

5) 周産期委員会(池ノ上克委員長欠席につき池田智明)

特になし

6) 教育・用語委員会(吉川裕之委員長)

吉川委員長より「用語集の増刷が500部あった。訂正箇所が470箇所、明らかなミスが100箇所あったので増刷時に訂正した。4年に一回くらいは改定が必要である」との報告があった。

4. 機関誌編集について

報告、協議済み

5. 専門医制度について

報告、協議済み

6. 倫理委員会について

報告、協議済み

7. 理事会内委員会について

報告、協議済み

8. 第 57 回総会並びに学術講演会について

報告、協議済み

9. その他

(1) 平成 17 年度予定表素案について

理事長選任を待ってからの平成 17 年度予定表作成では、会場の手配等が間に合わないので、幹事長において平成 17 年度予定表素案を作成した。[資料：その他 1]

(2) 第 58 回、第 59 回総会・学術講演会コンベンション会社について、(株)MA コンベンションコンサルティングを選定した。

(3) 本会ロゴマーク入りグッズについて

藤井会長より「第 4 回常務理事会での審議の結果、本会ロゴマーク入りのグッズ(タイピン等)を作製、販売することが承認された」との報告があり、これを承認した。

藤井会長より最後に「今日はお忙しいところありがとうございました。学会会員の利益となるよう進めていきたい。カナダでは訴訟が減っており医師を protect すると同時に会員教育を進めている。また、カナダでは学生のうちから産婦人科医のリクルートを進めており、我々もこれに見習いたい。4 月 1 日の学会開催前夜に若い人を中心とした懇親会を予定しており理事・監事の先生方にもご出席をお願いしたい」という挨拶があった。

以上